

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第3号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第3 議案第4号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第5号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第6号 北方町南東部開発事業特別会計条例を廃止する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第7号 北方町給食調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
(総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第8号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第8 議案第9号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第9 議案第10号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第10 議案第11号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
(総務教育常任委員長報告)
- 第11 議案第12号 北方町道路線の廃止について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第12 議案第13号 北方町道路線の認定について
(厚生都市常任委員長報告)
- 第13 議案第14号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第12号）を定めるについて
(各常任委員長報告)
- 第14 議案第15号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第15 議案第16号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第16 議案第17号 令和3年度北方町一般会計予算を定めるについて
(各常任委員長報告)
- 第17 議案第18号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第18 議案第19号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて
(厚生都市常任委員長報告)
- 第19 議案第20号 令和3年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第20 議案第21号 令和3年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第21 議案第22号 北方町高齢者福祉計画を定めるについて

(厚生都市常任委員長報告)

第22 発議第1号 北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定について (議員提出)

第23 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

(追加日程)

第1 議案第23号 工事請負契約の締結について (町長提出)

第2 議案第24号 工事請負契約の締結について (町長提出)

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務課長 兼税務課長	臼井誠	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
教育次長	浅井孝彦	総務課総括管理監	奥村英人
福祉健康課 総括管理監	林賢二	住民保険課長	福田宇多子
福祉健康課長	木野村英俊	教育課長	浅野浩一
防災安全課長心得	高崎健一	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	上下水道課主幹	北中龍一
保健センター所長	鳥本裕子		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 小島伸也
議会書記 石崎啓明

議会書記 後藤祐斗

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、どなたもおはようございます。

例年観測している岐阜市加納にある標本木のソメイヨシノが一昨日開花したそうです。平年より10日早く、統計開始以来最も早い開花とのニュースを見ましたが、昨年来のコロナ禍における制約が続く中で素直に浮いた気持ちになれないのは私だけではないと思うところであります。

ただいまから令和3年第2回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番 村木俊文君及び4番 松野由文君を指名します。

日程第2 議案第3号から日程第21 議案第22号まで

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第3号から日程第21、議案第22号までを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） 改めまして、おはようございます。

それでは、ただいま議長のほうからありました総務教育常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

最初に、条例関係でございます。

総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月16日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審議の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第3号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

条例上の定数と予算上の職員数の差に関する質疑があり、調理員など単純な労務に雇用される職員を会計年度任用職員で対応しているところがあり、定数については今後検討する旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

特殊勤務手当に関連して孤独死に関する質疑があり、孤独死については警察や福祉事務所が取

り扱い、身寄りがない場合には福祉健康課の予算において火葬の費用を支出することになっているが、国・県からの指導・通達により、その際などに死体取扱手当を支給することは廃止すべきとの方向性が示された旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 北方町南東部開発事業特別会計条例を廃止する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 北方町給食調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

給食調理場の配置職員に関して、役職名などの具体的な記述を削除した理由について質疑があり、職員配置等の詳細な部分は、条例ではなく必要に応じて規則等で定めるべき内容である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

機能別団員は団員定数に含めるか質疑があり、含める旨の答弁がありました。

また、女性団員や機能別団員の服務についてなど消防団の総合的な運営方法に関する質疑があり、消防団と相談しながら検討していく旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、一般会計補正予算（第12号）です。

次に、議案第14号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第12号）を定めるについての関係部分についてであります。

防災対策費の緊急・安否確認メール運用管理委託料について、災害弱者に対し、特に登録を促進する検討はしているかとの質疑があり、福祉部門と連携をして登録者数を増やしていきたいとの答弁がありました。

また、戸別受信機の貸与について質疑があり、北方町は地形的に防災無線が聞こえない地域がないため、導入予定はない旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和3年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであります。

教育費に関し、事務局費の北方科テキスト印刷製本費について、児童・生徒用のタブレットに電子データで配付してはどうかという質疑があり、北方科では地域住民の方などに授業をお願いすることも想定しているため、紙ベースのテキストを活用したい。しかし、今後、改訂の際などには電子版の導入も検討したい旨の答弁がありました。

次に、図書館費で一般職給が前年より減額されている理由について質疑があり、コロナ対応などの理由で職員配置が変更となる見込みであるが、その代替として会計年度任用職員の増員を考えており、これまでと同様の体制を維持する旨の答弁がありました。

また、図書購入費が減額になった理由について質疑があり、他市町の蔵書や新規購入費用の状況などを勘案して総合的に判断した結果である旨の答弁がありました。

次に、生涯学習センター費の「棚橋源太郎賞」賞賜品に関して質疑があり、棚橋源太郎賞は北方出身の偉人にちなんで、夏休みに独創的な作品を作った子供たちを表彰する事業であり、ささやかな賞品を提供する予定である。町教育委員会で内容を協議された結果、実施することになり、来年度は町主催事業として第1回目の表彰になる旨の答弁がありました。

次に、体育施設費について総合体育館アリーナのLED化工事に関する質疑があり、予算見積りは在来工法をベースとして、なるべく経済的にできるよう算出している。予算執行の際には、より安価な方法があれば情報提供をお願いするなど、より合理的にできるよう努める旨の答弁がありました。

最後に、学校給食費の人件費が昨年より増えている理由について質疑があり、新しい給食調理場では調理員が15人必要であるため必要な予算措置を講じた。また、調理業務を業者委託する場合、人件費だけでも約2割増となる見込みであるため、経済的にも合理的である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

村木俊文君。

○厚生都市常任委員長（村木俊文君） それでは、続きまして、命により私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月15日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず初めに、条例制定についてでございます。

議案第8号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

被保険者証として利用されるマイナンバーカードの普及状況、及び医療機関の対応について質疑がありました。当町の令和3年2月28日現在のマイナンバーカード交付件数は4,142件、町全体で約22%であること、国は令和4年度末までに全ての国民への交付を目標としていること、医療機関の対応についても、国は令和4年度中におおむね全ての医療機関で対応することを目指している旨の答弁がありました。

討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の改正の根拠法令について質疑があり、新型インフルエンザ等特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことにより、新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことによる旨の答弁がありました。

討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の料金改定に伴う水道料金収入への影響額と上水道の漏水状況に関する質疑があり、年度途中からの改定であるため500万円程度の増収となる見込みであること、今年度の調査結果では十数件の漏水を確認しているが、町全体は把握できていないので、新年度予算で町の3分の1を調査するための予算をお願いしていること、漏水に関する使用者への注意喚起は適宜実施していく旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論では、今回の料金改定は基本水量を単純に下水道事業と合わせるためのもので、料金改定の理由に乏しいことから賛成しかねる旨の反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、道路認定です。

次に、議案第12号 北方町道路線の廃止についてであります。

今回の路線廃止の後、新たに町道路線を認定する予定があるのかと質疑があり、当該箇所は広域交流拠点の造成区域であるため、新たに町道路線を認定する予定はない旨の答弁がありました。

討論なく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第13号 北方町道路線の認定についてであります。

行き止まりの道路を認定する理由についての質疑があり、道路管理者として町が道路を管理することで、将来的に町民に不利益が生じることを防ぐためである旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、補正予算関係です。

次に、議案第14号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第12号）を定めるについての関係部分についてであります。

歳出について、衛生費の健康増進費において、がん検診の受診者数の減少要因について、特定健康診査受診者数への影響についての質疑があり、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のために日曜集団健診を中止したことや、1日にできる受診人数を制限したことでがん検診の受診者数が減少した、町内医療機関で実施する個別健診では影響はないと思われるが、集団健診を利用していた方が個別健診を受診したかは不明である旨の答弁がありました。

討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

質疑、討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、新年度予算です。

次に、議案第17号 令和3年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであ

ります。

歳出について、総務費の戸籍住民基本台帳において、備品購入費について質疑があり、パスポート交付用機器の更新費用である旨の答弁がありました。

次に、民生費の社会福祉費において、国民健康保険特別会計への繰出金に関して、令和3年度の保険税率の改正の見通しについて質疑があり、被保険者数の状況、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者所得の状況、令和2年度の決算状況等を総合的に判断し決定したい旨の答弁がありました。

次に、民生費の保育園費において、修繕料の予算額について質疑があり、修繕箇所の優先順位をつけた上で、必要な金額を計上している旨の答弁がありました。

次に、衛生費の保健衛生総務費において、不妊治療費助成金の予算額について質疑があり、不妊に悩んでいる夫婦は増加しているが、申請者数は減少している。そのため、所得制限を撤廃し、子供を産み育てやすい環境を整えて利用拡大に努めていくため、予算を増額している旨の答弁がありました。

次に、衛生費の子育て世代包括支援センター費において、産後ケア事業の内容についての質疑があり、宿泊型の利用できる日数は1回の出産につき6泊を限度とし、委託料は1泊当たり3万円、そのうち自己負担額は7,500円、通所型の利用日数は1回の出産につき通算5日を限度とし、委託料は1日当たり1万5,000円、自己負担が3,750円である旨の答弁がありました。

次に、衛生費のじんかい処理費において、収集運搬業務委託料が増えた理由について質疑があり、リサイクルセンターに搬入されるごみの量が増えたこと、委託事業者のコロナウイルス感染対策に係る経費が増えたこと等が理由である旨の答弁がありました。

次に、土木費の道路維持費において、光熱水費が増えた理由について質疑があり、今年度まで交通安全対策費に計上していた防犯灯に係る電気代を組み替えたものである旨の答弁がありました。

最後に、土木費の公園費において、委託業務の内訳について質疑があり、樹木の剪定・伐採や清流平和公園及び防災公園管理について節内予算の組替えをしている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論では、予算内容に反対する旨の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、事業の一部を移管する交通安全対策費について、部署間の連携を図り、適切な対応をお願いしたい旨の要望がありました。

次に、議案第18号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和3年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。

公共下水道基金の状況と今後の財政見通しについての質疑があり、公共下水道基金は現在残高がないこと、一般会計からの繰入れについては予算折衝の結果次第であるが、従来どおり不足分に関してお願いすることになる見込みである旨の答弁がありました。

討論なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和3年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

水道料金収入に関して今回の条例改正に係る料金改定分を見込んでいるかとの質疑があり、条例改正による料金改定分を見込んだ予算計上となっている旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論では、条例改正と同様の趣旨から賛成しかねる旨の反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後、その他ですが、次に議案第22号 北方町高齢者福祉計画を定めるについてであります。

認知症に係る今後の取組に関して質疑があり、見守りシール交付事業や個人賠償責任保険事業などを推進し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに引き続き取り組む旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（鈴木浩之君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第3号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） この議案第4号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ですが、地方公務員法などの法令に照らし、この条を削除するという改正です。しかしこの条例の一貫性や整合性を考えると、削除ではなく、例えば団体交渉のための会議の時間や

団体交渉の時間など、何らかの記載を残すべきではないかと思います。先日の質疑で、団体交渉については職務専念義務の免除で対応するとのことでしたが、職務専念義務が免除される場合は具体的に明示されているわけではなく、様々な法令を根拠としています。例えば団体交渉は、地方公務員法第55条8項において、本条に規定する適法な交渉は勤務時間中においても行うことができると記載され、これが根拠に当たります。しかし、地方公務員法55条の2第6項において、職員は、条例で定める場合を除き給与を受けながら職員団体のための業務を行い、または活動してはならないとあり、何らかの組合活動に関する事項を条例に記載することが必要であり、地方公務員法から見てもまた正しくないと考えます。

以上、2つの理由から今回の改正案に反対いたします。

○議長（鈴木浩之君） ほかに討論ありますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 北方町南東部開発事業特別会計条例を廃止する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 北方町給食調理場設置条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） この議案第10号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定ですが、今回の改正は基本料金の使用水量を12立方メートルから10立方メートルに変更するもので、下水道料金とそろえる改定と伺っています。そのため、基本料金から外れる2立方メートル分の超過料金となり、多くの家庭で1か月当たり140円、消費税を含めて154円の値上げとなります。私は、町民の皆様に値上げをお願いする場合、水道料金の赤字の解消など、やむを得ない事情があることが必要だと思えます。現状では赤字というわけではありません。町の水道事業が抱える問題は水道管の老朽化であり、その更新が進まず、有収率が大きく低下していることです。こうした状況が続けば、地震等により水道管が破損し、広い地域で配水できなくなる事態が予想されます。こうした状況の改善のため値上げが必要となる事態は考えられます。しかし、そうした場合でも全て水道料金に転嫁するのではなく、必要な費用を手当てし、また所得による減免制度などを定めた上で行うべきではないかと思えます。よって、この条例改正案に反対いたします。

○議長（鈴木浩之君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号 北方町道路線の廃止についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第14号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第12号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第17号 令和3年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） この議案第17号につきまして、特に予算の中の教育総務費や社会教育費など複数の項目に分かれています。学園構想に関わる予算について意見を述べます。

これらの予算は、将来の北方町を支える子供たちの学びの環境を改善するための投資です。町長も提案説明要旨の中で、将来に向けた魅力ある学校づくりを推進するため学園構想の実現に向け、各種建設工事を進めると述べておられます。しかし、この事業は西小学校と北方小学校の統廃合を行い、さらに北方中学校を統合して北学園をつくり、南小学校敷地内に中学校に必要な施設を建設し、南小にも中学校機能を持たせて南学園をつくり、北方幼稚園と中保育所を統合し、北方小学校内に移転し、こども園を開設することになります。これらのどれ一つを取っても大きな事業で、十分な計画のための時間やそれに見合う予算が必要です。短時間で限られた予算の中で行うことにより予算に無理が生じています。先日も申しましたが、トイレの箇所が今まで2か所だったものが1か所に減らされ、小学校低学年の特別教室が設置されていない、教室を半分に仕切ったサイズの教室や、バリアフリー化の点でも不十分な設備など、建設が始まっている北学園についてだけでもこういった問題を感じます。魅力ある学校づくりとは、子供たちが使いやすく、将来にわたって北方の学校施設、設備はよく整っていると評価されるよう十分な予算を充てて整備することが必要です。

また、コロナ感染症が拡大する中で、少人数学級の推進こそ急がれるべき課題です。学園構想事業を見直し、子供たちのために必要な施設設備を確実に整備することに十分な予算を使うこと

を求め、予算案に反対いたします。

○議長（鈴木浩之君） ほかに討論はありますか。

杉本議員。

○6番（杉本真由美君） ただいま議題となっております議案第17号、令和3年度北方町一般会計当初予算について、賛成の立場から討論に参加をいたしたいと思っております。

昨年1月、中国武漢から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本においても4月に緊急事態宣言が発令され、多くの方が自粛生活を強いられることになりました。岐阜県においても、第3波の拡大により宣言の再発令が1月14日から2月末まで続きました。その効果もあり、岐阜県内での現状は収まったかのようなのですが、変異株の感染も報告されており、いまだ終息を見通すことができない状況であります。そうした中で、終息の切り札とも言えるワクチン接種が始まりつつありますが、まだ今後の予定ははっきりしておりません。北方町におかれましては、医療従事者を皮切りに、町民の皆様の接種に向け、迅速かつ適切に接種ができるようワクチン接種のプロジェクトチームを組み、万全な体制を整えられているということをお聞きし、大変安心していると同時に、いち早い対応をしていただいたことに感謝を申し上げます。

さて、国会で審議中であります令和3年度予算案は、医療、新型コロナウイルス感染防止対策を重点に、コロナ終息後の経済成長につながる官民のデジタル化や、脱炭素社会の実現、国や自治体が住民、企業と連携してハード・ソフト両面から防災・減災を強化する予算などが盛り込まれ、一般会計の総額は106兆6,097億円と最多となっております。こうした中で、北方町における令和3年度の一般会計予算は87億9,000万円とし、今年度比4.14%減となる実効的な予算とされました。

現在、町が進めておられます2つの大きな事業のうち、懸念しておりました南東部開発事業企業誘致エリアの第2工区におきましては、今年度進出企業との売買契約、企業立地協定が無事完了され、地域産業の振興、雇用の拡大も見込まれることと大変期待をしております。また、広域交流エリアにおいても、令和4年末のオープンを目指す事業者とも基本協定を締結されました。来年度はそのための道路築造や造成工事などを行う予定であり、人々の集いの場として大きく期待を持たせる第一歩となる重要な予算であると思っております。

もう一つの大きな事業であります北方学園構想においては、今年度、新給食調理場が完成し、着実に計画が進んでいることと思われまます。来年度は北学園の東舎、管理棟、こども園の新築工事、南学園の特別教室等新築工事など、令和5年4月の開校に向けて最大の事業が予算として計上されており、重要な時期を迎えていることと認識しているところでございます。

また、ハード面を進めるだけでなく、今年度導入した1人1台のタブレット端末の有効活用、児童・生徒用の電子教科書を取り入れるなどのICT教育をより一層充実させ、北方町の子供たちの将来を見据えた環境づくりのための必要な予算であると考えます。

また、そのほかの分野においても、町民の皆様の命を守る国家プロジェクトである新型コロナワクチン接種事業、産後の母親の心身のケアや育児をサポートする産後ケア事業、危険空き家対

策、認知症対策、タクシー助成や防災対策にも必要な予算が見込まれていると思われま

す。令和2年度当初予算ほどではありませんが、令和3年度予算も大きな予算となっております。新型コロナウイルス感染症の影響による減収も考えられるところであります。町長をはじめ執行部の皆様には歳入の状況には常に注意をしていただき、一般町民のサービスの低下だけは招かないようお願いをして、健全な財政運営を図る中での予算措置であると認め、提案されました議案第17号、令和3年度一般会計予算を賛成いたします。議員各位におかれましては御理解の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長（鈴木浩之君） ほかに討論はありますか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第18号 令和3年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第19号 令和3年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可

決することに決定しました。

次に、議案第20号 令和3年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第21号 令和3年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 議案第21号、北方町上水道事業会計予算について、先ほどの条例の水道料金の値上げがありましたが、この会計予算に値上げによる料金収入が反映されているとのことです。反対いたします。

反対理由は先ほどと同様ですので、省略させていただきます。

○議長（鈴木浩之君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」との声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木浩之君） 起立多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第22号 北方町高齢者福祉計画を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第22 発議第1号

○議長（鈴木浩之君） 日程第22、発議第1号 北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

松野由文君。

○4番（松野由文君） 発議第1号であります。北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてであります。

北方町議会会議規則の一部を改正する規則を制定するものであります。

提案理由といたしましては、議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため関係規定を整備すること及び議会への請願手続を見直し請願者の利便性の向上を図るため、本規則を制定しようとする。

令和3年3月18日提出。提出者、北方町議会議員 松野由文。賛成者、北方町議会議員 安藤浩孝、同じく安藤哲雄、同じく神谷巧、同じく石井伸弘、以上の賛成でありますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（鈴木浩之君） これから質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議員派遣について

○議長（鈴木浩之君） 日程第23、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び北方町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。町長から、議案第23号 工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号 工事請負契約の締結についてを追加日程第1として議題とすることに決定しました。

続いて、町長から、議案第24号 工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号 工事請負契約の締結についてを追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第23号及び追加日程第2 議案第24号

○議長（鈴木浩之君） 追加日程第1、議案第23号から追加日程第2、議案第24号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。議員の皆様には御健勝にて全員御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、追加議案について説明をさせていただきたいと思います。

追加で提案させていただきます議案第23号は、工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は、北方南小学校放課後児童クラブ施設新築工事であります。

事業の内容は、木造平家建て、延べ床面積187.92平方メートルの新築工事で、請負契約の締結については予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用させていただきました。

その結果、契約の金額は5,170万円で、契約の相手方につきましては、岐阜市木ノ下町2丁目5番地の劔崎建設株式会社代表取締役 劔崎雅文と契約を行おうとするものであります。

慎重に護審議をいただき、適切な御決定がいただけますようよろしくお願いいたします。

続きまして、23号同様、議案第24号 工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は、広域交流拠点造成工事で、事業内容は、面積8万6,671平方メートル、地下調整池5か所、擁壁工事313メートルの工事請負契約であります。

請負契約の締結に当たっては、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項

第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用させていただきました。

その結果、契約の金額は6億9,850万円で、契約の相手方につきましては、市川・堀部特定建設工事共同企業体で、代表構成員、岐阜市鹿島町6丁目27番地、株式会社市川工務店代表取締役小川健と、構成員であります岐阜県本巢郡北方町栄町2丁目23番地、株式会社堀部工務店北方営業所北方営業所長 安藤博茂と契約を行おうとするものであります。

慎重審議をいただき、適切な御決定がいただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木浩之君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前11時02分

○議長（鈴木浩之君） それでは会議を再開します。

議案第23号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第24号 工事請負契約の締結についての質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様には提案をさせていただきました全議案に対しまして原案どおり御決定いただきましたこと、大変ありがとうございました。また、審議の過程で御指摘をいただきました意見等につきましては、十分に意を配して運営をしてまいりたいと思っております。

高齢化社会を迎えたことで、社会保障関係費等、経常経費は一貫として増加傾向にあります。これからの人口動向を考慮しますと、財政の硬直化は目に見えております。今後でもできる限り歳出を抑制しながら、学園構想の諸事業、南東部広域交流拠点整備事業など、町の魅力を具体的な形とするべく、誠実に執行してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく御指導のほどをお願いいたしたいと思っております。

さて、新型コロナ制圧の切り札となりますワクチン接種事業であります。当町でもいよいよ医療従事者より始めることとなります。予定では、一般の高齢者は5月の連休明けからとなりますが、序盤はワクチンの配給が少なく、優先順位など担当も四苦八苦をしておる状況であります。現在、コールセンターを開設し、住民からの相談業務を開始しておりますが、接種に当たっては専任のチームリーダーの下、20人体制で万全を期したところであります。

また、医師会の御理解をいただきながら、集団接種及び個別接種の体制を整えつつありますが、幸い個別接種には町内14の医療機関から了承をいただいております。また、集団接種には25人の先生方にローテーション入りしていただけることとなっております。予定どおりワクチンの数量が供給されるようになれば、総合体育館では1日100人から120人の集団接種を行う予定としております。混乱やトラブルが起きないように、スムーズな接種に努めるとともに、迅速かつ円滑な遂行ができるよう全庁を挙げて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

また、国の第3次補正予算において、1兆5,000億円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加されたところであります。申し上げるまでなく、この交付金は自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、各自治体の判断により感染症対策等に自由に使うことができる性質のもので、執行期限は令和3年中となっております。今回、当町へ配分される予定の金額は感染症対応分が3,381万6,000円、地域経済対応分は6,745万2,000円の合計1億126万8,000円が県より示されたところであります。緊急事態宣言による飲食店等の臨時の要請に係る保証金町負担分は5%ですが、それを除くとおよそ8,000万円程度が新たな対策費用ということになるかと思っております。今私として考えておりますのは、かつて、前回は行いましたプレミアム商品券の発給事業であります。町民の元気回復に大変高い評価をいただいたところでありまして、これを第2弾として念頭に考えているところであります。いずれにしても、他市町の動向や皆さんの御意見、あるいは状況などを考慮しながら、時期などの的確に判断をしてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

最後になりますが、議員皆様にはコロナ禍の中での議員活動であります。慎重を期してくれぐれも健康に御留意をされ、ますます御活躍されるよう御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩之君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和3年第2回北方町議会定例会を閉会します。長時間にわたり大変御苦勞さまでした。

閉会 午前11時09分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年3月18日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 村 木 俊 文

署 名 議 員 松 野 由 文